

告示

埼玉県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
かすかべ消化器内科 クリニック	春日部市谷原新田二一七七―一	令和四年十一月三十日
医療法人 賢仁会 草加菅原レディース クリニック	草加市氷川町二一八―三五	令和四年十月三十一日
さくら整形外科	草加市谷塚上町二三五―一	令和四年十月三十一日
宇野澤歯科医院	飯能市虎秀五四二	令和四年十一月三十日
たな歯科クリニック	坂戸市末広町一―一（二階）	令和四年十一月三十日
ファイン薬局	F 八潮市大瀬一―一―三フレスポ八潮二	令和四年十一月三十日
ドラッグセイムス 中宗岡1丁目薬局	志木市中宗岡一―九―三七	令和四年十一月二十日

マツモト薬局

熊谷市石原三―二六八―二

令和二年六月十五日